

第9号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

(1) この申告書は、解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人が残余財産分配等予納申告若しくは清算確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。

(2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は主たる事務所等所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください（「この申告により納付すべき法人税割額⑪」の欄、「この申告により納付すべき均等割額⑮」の欄又は「この申告により納付すべき事業税額⑳」の欄に記載すべき金額が赤字額となる場合で、その金額に10円単位の端数があるときは、これらの欄の「00」を「0」としたうえで記載します。）。	
3 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合にあっては、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「清算人自署押印」又は「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者又は経理の責任者が自署し、押印してください。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県知事に提出する申告書については、記名押印で差し支えありません。
6 「従前の事業種目」	解散法人の事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
7 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」	残余財産の確定した日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。	
8 「道府県民税 事業税の申告書」	空欄には、次のように記載します。 (1) 法人税の残余財産分配等予納申告書及び法第72条の30第1項の規定による申告の場合は、「残余財産分配等予納」 (2) 法人税の清算確定申告書及び法第72条の31第1項の規定による申告の場合は、「清算確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正残余財産分配等予納」又は「修正清算確定」	
9 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表20(2)）の7の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。）は、記載する必要はありません。
10 「法人税法第100条の規定による所得税額の控除額②」	法人税の申告書（別表20(2)）の29の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
11「課税標準となる法人税額③」	(1) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、課税標準の総額（第10号様式の⑧の欄の金額）を記載します。	
12「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額④」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合にあっては、⑪及び⑫の欄の金額の合計額を記載します。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
13「法人税額（③又は④× $\frac{100}{100}$ ）⑤」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は③の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は④の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合にあっては、⑬と⑭の欄の合計額を記載します。	税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率によってください。
14「利子割額に関する計算」（⑮から㉔までの欄）	(1) これらの欄は、この申告書が清算確定申告書又はその申告に係る修正申告書であるときに記載します。 (2) ⑮の欄には、第6号様式別表4の4の「計5」の③の欄及び第9号の2様式の「合計⑬」の欄と同じ金額を記載します。 (3) ⑯の欄には、⑮の欄の金額と⑤の欄の金額のうち少ない金額を記載します。 (4) ㉑の欄には、⑮の欄の金額から⑯の欄の金額を控除した金額を記載します。なお、この申告書が清算確定申告書である場合で、㉑の欄を還付請求書に代わるものとして使用するときには、この金額を㉑の欄に移記します。 (5) ㉒及び㉓の欄は、この申告書が清算確定申告書に係る修正申告書であるときに記載します。 (6) ㉒の欄には、この申告の前の申告書の㉑の欄の金額を記載します。なお、この修正申告が更正後初めて提出するものであるときには、当該更正において法人税割額から控除することができなかった利子割額に相当する金額を記載します。また、これらの金額のうちまだ還付を受けていないものがある場合であっても上記の金額を記載します。 (7) ㉔の欄には、㉒の欄の金額から㉑の欄の金額を控除した金額を記載します。	㉒及び㉓の欄は、この申告の前の申告書のこれらの欄に記載された金額に異動がない場合であっても必ず記載します。
15「利子割額の控除額⑥」	㉑の欄の金額を記載します。	
16「差引法人税割額⑦」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
17「既に納付の確定した法人税割額⑧」	「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が法人税の清算事業年度予納申告に基づく申告の場合に当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄には、当該税額が法人税の残余財産分配等予納申告に基づく申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。	
18「この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額⑨」	この申告の前の修正申告書で既還付請求利子割額が過大である場合の納付額があった法人は、その修正申告書の⑩の欄の金額を含めないで記載します。また、この申告の前の更正において既還付請求利子割額が過大である場合の納付額があった法人についても同様に、「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」を含めないで記載します。	
19「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑩」	この申告書が清算確定申告に係る修正申告書であるときに、㉕の欄の金額を記載します。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
20「均等割額」 (⑬から⑮までの欄)	(1) これらの欄は、法人税の清算確定申告書による申告及びその申告に係る修正申告の場合にのみ記載します。 (2) ⑬の欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。 (3) ⑬の欄は、次により記載します。 (イ) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。 (ロ) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 ④ 東京都の特別区のみに事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 ⑤ 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 ⑥ 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額	(1) 算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、⑬の欄の月数には新設又は廃止の日を含みます。 (2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合にあっては、⑬の欄の金額は、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の金額を記載します。
21「この申告により納付すべき道府県民税額⑪+⑮ ⑯」	⑪又は⑮の欄の金額に△印を付した場合におけるこの欄の計算については、⑪又は⑮の欄を零として計算します。	
22「東京都に申告する場合の⑤の計算」(⑰から⑳までの欄)	(1) ⑰の欄は、東京都の特別区のみに事務所等を有する法人にあっては③の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。 (2) ⑱の欄は、東京都の市町村のみに事務所等を有する法人にあっては③の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載します。 $\text{法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	東京都以外の道府県に申告する場合は記載する必要はありません。
23「清算所得金額の総額㉑」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 残余財産分配等予納申告の場合 法人税の明細書（別表20(3)）の12の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額） (2) 清算確定申告の場合 法人税の明細書（別表20(3)）の42の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）	
24「課税標準となる清算所得金額⑳」	一の都道府県のみに事務所等を有する法人にあってはこの申告書の㉑の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。この場合において1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
25「事業税額(⑩× $\frac{1}{100}$) ⑬」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
26「既に納付の確定した所得割額」	既に納付の確定した所得割額の「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が清算事業年度予納申告の場合に、当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部分配」の欄には、当該税額が残余財産分配予納申告の場合に当該分配の年月日をそれぞれ記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。	
27「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑭」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合において記載する金額は、⑪の欄に記載した金額と⑭の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
28「利子割額の均等割への充当」	利子割額のうち法人税割額から控除することができなかった金額について、均等割に充当を希望する場合は「希望する」欄に、充当を希望しない場合は「希望しない」欄にそれぞれチェックしてください。 なお、当該対象法人に未納に係る地方公共団体の徴収金がある場合、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。	
29「還付請求」の「予納額⑮」	法人税の予納申告に係る道府県民税の法人税割額及び事業税の清算中の予納額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、⑪又は⑮の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と⑭の欄に記載した事業税額の合計額と同額になります。	
30「還付請求」の「利子割額⑯」	利子割額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、以下のとおりです。 (1) 利子割還付額の均等割への充当を、「希望する」とした場合 均等割に充当される額を控除した後の額(⑮の欄の額から⑮の欄の額を控除した金額となります。)を記入してください。 (2) 利子割還付額の均等割への充当を、「希望しない」とした場合 ⑮の欄に記載した金額と同額になります。	